

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例(第32号)1400
- ◇川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部を改正する条例(第33号)1400
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第34号)1401
- ◇川崎市市民保養所条例を廃止する条例(第35号)1401
- ◇川崎市市民休暇村条例を廃止する条例(第36号)1401
- ◇川崎市立労働会館条例の一部を改正する条例(第37号)1401
- ◇川崎市環境基本条例の一部を改正する条例(第38号)1402
- ◇川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例及び川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例(第39号)1403
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第40号)1403
- ◇川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(第41号)1404
- ◇川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例(第42号)1404
- ◇川崎市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例(第43号)1405
- ◇川崎市要保護児童生徒新入学支度資金貸付条例及び川崎市要保護世帯奨学資金貸付条例を廃止する条例(第44号)1405
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第45号)1405
- ◇川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例(第46号)1407
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第47号)1407
- ◇川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例(第48号)1408
- ◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第49号)1408
- ◇川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(第50号)1408
- ◇川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例(第51号)1409

規 則

- ◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則(第86号)1409
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則及び川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則(第87号)1409
- ◇川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第88号)1409
- ◇川崎市母子生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則(第89号)1410
- ◇川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規則の一部を改正する規則(第90号)1412
- ◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(第91号)1413
- ◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則(第92号)1414

告 示

- ◇川崎市教育委員会委員の任命(第471号)1415
- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始(第472号)1415
- ◇道路区域の変更(第473号)1416
- ◇道路の供用開始(第474号)1416
- ◇結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(第475号)1416

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第38号

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「～第9条の2」に、

「第4章 環境政策審議会（第13条）」

第5章 年次報告（第14条～第16条）」

第6章 補則（第17条～第21条）」

を

「第4章 環境審議会（第13条）」

第5章 補則（第14条～第18条）」

に改める。

第3条の2第1項中「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会（第13条を除き、以下「審議会」という。）」に改める。

第9条第1項中「川崎市環境政策審議会」を「審議会」に改める。

第2章中第9条の次に次の1条を加える。

（年次報告）

第9条の2 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。

第12条第2項中「川崎市環境政策審議会」を「審議会」に改める。

「第4章 環境政策審議会」を「第4章 環境審議会」に改める。

第13条の見出しを「（環境審議会）」に改め、同条第1項中「調査審議する」の次に「ほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議する」を加え、「川崎市環境政策審議会」を「川崎市環境審議会」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

(1) この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項

(2) その他環境施策に関し市長が必要と認めた事項

第13条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「5人」を「30人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項

中「環境に関し優れた識見」を「市民及び学識経験」に改め、「議会の同意を得て」を削り、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とし、同条第9項中「について」を「の組織及び運営に関し」に、「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

11 審議会は、規則で定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第13条第5項の次に次の3項を加える。

6 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第5章を削る。

第6章中第17条を第14条とし、第18条から第21条までを3条ずつ繰り上げる。

第6章を第5章とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に改正後の条例（以下「新条例」という。）第13条第4項の規定により委嘱される川崎市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成18年2月28日までとする。

3 施行日前に改正前の条例の規定により川崎市環境保全審議会（以下「環境保全審議会」という。）又は川崎市環境政策審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。

（川崎市環境保全審議会条例の廃止）

4 川崎市環境保全審議会条例（平成11年川崎市条例第46号）は、廃止する。

（川崎市環境保全審議会条例の廃止に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例（以下「旧環境保全審議会条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された環境保全審議会の委員である者は、施行日に新条例第13条第4項の規定により環境審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、施行日における従前の環境保全審議

会の委員としての任期の残任期間とする。

- 6 この条例の施行の際現に旧環境保全審議会条例第3条第4項の規定により委嘱された環境保全審議会の臨時委員である者は、施行日に新条例第13条第7項の規定により環境審議会の臨時委員として委嘱されたものとみなす。

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

- 7 次に掲げる条例の規定中「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会」に改める。

(1) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第45条の2

(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第128条
(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日前に前項の規定による改正前の川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の規定により環境保全審議会に対してされた手続その他の行為は、同項の規定による改正後の同条例の相当規定により環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例及び川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市条例第39号

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例及び川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

- 第1条 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成11年川崎市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「緑地の配置」を「市の設置に係る都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。)の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進」に改め、同項第4号中「都市緑地保全法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第3条」を「都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第12条」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同項第5号中「緑化の推進を重点的に図るべき」を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき」に改め、同条第3項中「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環

境審議会」に改める。

第14条第1項中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

第25条第1項中「に規定する緑化の推進を重点的に図るべき地区」を「の地区」に改める。

(川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部改正)

- 第2条 川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成15年川崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定(川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第8条第3項の改正規定に限る。)及び附則第4項の規定は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定に基づき策定されている川崎市緑の基本計画(以下「旧基本計画」という。)は、第1条の規定による改正後の同条例(以下「新条例」という。)第8条の規定に基づき策定された川崎市緑の基本計画(以下「新基本計画」という。)とみなす。

- 3 この条例の施行の際旧基本計画に定められている旧条例第8条第2項第5号の地区は、新基本計画に定められた新条例第8条第2項第5号の地区とみなす。

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に旧条例の規定により川崎市環境保全審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により川崎市環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月14日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市条例第40号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第28条」に、「第24条」を「第29条」に改める。

第4条第1項ただし書中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。